

(目的)

第1条 この要綱は、家庭用「省・創・蓄」エネルギー設備（以下「省・創・蓄エネ設備」という。）の設置を推進し地球温暖化対策に寄与するため、省・創・蓄エネ設備を設置した者に対し、鹿沼市家庭用「省・創・蓄」エネルギー設備導入報奨金（以下「報奨金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(報奨金の支給対象)

第2条 報奨金の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内の住宅に省・創・蓄エネ設備を設置した者
- (2) 市内の省・創・蓄エネ設備を設置した住宅の場所に住所を有し、居住している者
- (3) 省・創・蓄エネ設備を設置した住宅が店舗等との併用住宅又は集合住宅の場合は、自ら居住する部分のみで電力又は熱を使用している者
- (4) 世帯員全員に、市税及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）の滞納がない者

2 報奨金の支給対象となる設備は、別表1に定めるとおりとする。

(報奨金の額等)

第3条 報奨金の額は、別表2のとおりとし、予算の範囲内で支給する。

2 報奨金は、報奨金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）に対し、別表3により商品券で支給する。

(報奨金の支給申請)

第4条 申請者は、鹿沼市家庭用「省・創・蓄」エネルギー設備導入報奨金支給申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 家庭用「省・創・蓄」エネルギー設備導入実績書（様式第2号）
- (2) 工事請負契約書又は住宅購入に係る売買契約書等の写し
- (3) 領収書の写し
- (4) 見積書又は領収書内訳書（設備の設置に要する費用の内訳がわかるもの）
- (5) 住宅等の全景及び設備の設置状況がわかるカラー写真
- (6) 工事完了証明書（様式第3号）
- (7) 住民票の写し（申請者の世帯員全員が記載されたもの）
- (8) 市税等の納入状況を確認するための同意書（様式第4号）
- (9) 設備の仕様及び規格等が確認できる書類の写し（カタログの写しなど）
- (10) その他市長が必要と認めるもの

2 この要綱に基づく報奨金又はこれに類する報奨金、補助金（以下「報奨金等」という。）の支給を受けた者は、当該報奨金等に係る省・創・蓄エネ設備と同一の設備について、再度この要綱に基づく報奨金の支給を受けることはできない。この場合において、当該報奨金等に係る省・創・蓄エネ設備とは、別表1に定める「高効率給湯設備」、「発電設備」、「太陽熱利用設備」、「木質バイオマス利用設備」及び「蓄電及び充給電設備」の5種の設備とする。

(報奨金の支給決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、支給の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の決定をしたときは、鹿沼市家庭用「省・創・蓄」エネルギー設備導入報奨金支給決定通知書(様式第5号)又は鹿沼市家庭用「省・創・蓄」エネルギー設備導入報奨金不支給決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(商品券の受け取り)

第6条 報奨金の支給決定を受けた者(以下、「支給決定者」とする。)が、商品券を受け取るときは、鹿沼市家庭用「省・創・蓄」エネルギー設備設置導入報奨金支給決定通知書及び身分証明書を市長に提示し、市の定める受領書に記名及び押印するものとする。

- 2 商品券の受け取りを支給決定者以外の者が行うときは、委任状を市長に提出しなければならない。

(支給決定の取り消し及び報奨金の返還)

第7条 市長は、報奨金の支給を受けた者(以下「報奨金受給者」という。)が、不正な手段により報奨金の支給を受けたと認めるときは、支給の決定を取り消し、期間を定めてその全部を現金により返還することを命ずるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により報奨金の返還を命じたときは、報奨金返還命令書(様式第7号)により報奨金受給者に通知するものとする。

(協力依頼)

第8条 市長は、報奨金受給者に対し、必要に応じて発電量などのデータの提供その他の協力を求めることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 鹿沼市新エネルギー設備導入報奨金支給要綱は、廃止する。

附 則(平成29年3月21日決定)

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

別表1（第2条、第4条関係）

省・創・蓄 エネ設備	対象となる設備の要件	その他の要件
高効率 給湯設備	<p>家庭用の給湯器で、下記のいずれかを満たすもの。</p> <p>(1) 自然冷媒 CO₂ ヒートポンプ給湯器（エコキュート）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間給湯効率（JIS）が 2.7 以上 ・年間給湯保温効率（JIS）が 2.7 以上 <p>※寒冷地向けの機種の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間給湯効率（JIS）が 2.4 以上 ・年間給湯保温効率（JIS）が 2.4 以上 <p>(2) ハイブリッド給湯器（エコワン）</p> <p>潜熱回収型給湯器とヒートポンプ給湯器の技術を含む給湯器で、地球温暖化抑制に資するもの。</p>	<p>(1) 住宅用の未使用品であること。</p> <p>(2) 設備の設置工事を完了した日が平成 29 年 4 月 1 日以後であること。</p>
発電設備	<p>(1) 太陽光発電</p> <p>太陽電池モジュールの出力の合計値又はインバータの出力が 10 キロワット未満であること。</p> <p>(2) 燃料電池（エネファーム）</p> <p>ア 一般社団法人燃料電池普及促進協会の民生用燃料電池導入支援事業の補助対象設備であること。</p> <p>イ 都市ガス又は LP ガスを使用し、燃料電池によって発電する住宅用の設備であること。</p> <p>(3) ガスコージェネレーション（エコウィル）</p> <p>都市ガス又は LP ガスを使用し、ガスエンジンによって発電する住宅用の設備であること。</p>	<p>(1) 住宅用の未使用品であること。</p> <p>(2) 設備の設置工事を完了した日が平成 28 年 4 月 1 日以後であること。</p>
太陽熱 利用設備	<p>ア 一般財団法人ベターリビングによる優良住宅部品の認定を受けた設備であること。</p> <p>イ 太陽光の集熱機能を有する住宅用の設備であること。</p>	
木質バイ オマス利 用設備	<p>二次燃焼機能等により、排煙を減少させる機能を有する次の各号に定める設備であること。</p> <p>(1) ペレットストーブ</p> <p>木質ペレットを燃料に使用する室内暖房設備であること。</p> <p>(2) 薪ストーブ</p> <p>薪を燃料とする室内暖房設備であること。</p>	<p>(1) 住宅用の未使用品であること。</p> <p>(2) 設備の設置工事を完了した日が平成 28 年 4 月 1 日以後であること。</p> <p>(3) 設備の設置に要した費用が 50 万</p>
蓄電及び	(1) リチウムイオン蓄電池	

充 給 電 設 備	<p>設備を設置した住宅に太陽光発電設備が設置されていること。</p> <p>(2) 電気自動車等充給電設備 住宅の分電盤と接続し、住宅の電気系統から電気自動車等の充電及び電気自動車等から住宅の電気系統への給電が可能なものであること。</p>	円以上であること。
--------------	---	-----------

別表2（第3条関係）

省・創・蓄 エネ設備	報 奨 金 の 額
高効率給湯設備	30,000円
発電設備	設備の定格出力値（太陽光発電については、太陽電池モジュールの公称最大出力値）1キロワット（1キロワット未満の端数があるときは、小数点第3位以下を切り捨てる。）当たり15,000円で上限額60,000円。ただし、設備の設置に要した費用がこれを下回る場合は、設置に要した費用を上限額とする。（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）
太陽熱利用設備	工事費を除く本体価格の10分の1の額で上限額40,000円（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）
木質バイオマス 利用設備	50,000円
蓄電及び充給電 設備	50,000円

別表3（第3条関係）

居 住 地 区	商 品 券 の 別
<ul style="list-style-type: none"> ・鹿沼地区 ・東大芦地区 ・板荷地区 ・加蘇地区 ・東部台地区 ・南押原地区 ・菊沢地区 ・北押原地区 ・西大芦地区 ・北犬飼地区 ・南摩地区 	鹿沼商工会議所の発行する鹿沼市共通商品券
<ul style="list-style-type: none"> ・栗野地区 ・永野地区 ・粕尾地区 ・清洲地区 	栗野商工会の発行する栗野商品券